

運 営 規 程

事業所名	ケアプランサービス JCS24
サービスの種類	指定居宅介護支援事業 指定介護予防支援事業

第1条. 事業の目的、運営方針

本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態・要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態・要支援状態となることの予防を念頭に置き、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者の選択に基づいて、多様な指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス業者から総合的かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行う。

居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等のサービスの提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びその家族の同意を得て行うものとする。さらに、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいて提供される居宅サービス・介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行う。又、事業の運営にあたっては、苓北町及び近郊の市町の他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防事業者、介護保健施設等との連携に努めて行うものとする。

第2条. 職種・員数

- (1)管理者 1名(主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務
- (2)介護支援専門員 1名以上

第3条. 従業者の職務内容

(1)管理者

管理者は指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うと共に、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されたものであること等についても説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得て行う。

- ①介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理、各介護支援専門員の業務の実施状況の把握を行うために、適時ミーティングを行う。
- ②指定基準のうち指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業第1章の規程を遵守させるため必要な指揮命令

- 1 要介護状態・要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して指定居宅介護支援・指定介護予防支援の事業を行う。
 - 2 指定居宅介護支援・指定介護予防支援の事業が、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 指定居宅介護支援・指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立つて行う。さらに、利用者に提供される指定居宅サービス・指定介護予防サービス等は利用者の希望を優先し、利用者が住んでいる地域の指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者の中から選定する。利用者が住んでいる地域に居宅サービス計画・介護予防サービス計画に必要な指定居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者が無い場合は、近隣の地域の指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者の中から利用者及びその家族の希望を優先して選定する。特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業の運営に当たっては、利用者の自立した日常生活を支援するために近隣の市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- ③ その他指定基準に規程される指定居宅介護支援事業所・指定介護予防事業所の事務総括

(2)介護支援専門員

- ① 要介護認定等に係る申請への協力及び必要な援助
利用者及びその家族から要介護認定等に係る申請に関して問い合わせや代理申請等の要望があった場合は、進んで協力し、必要な援助等を行う。その場合の費用等は下記(6. 利用料の項目)に示すとおり徴収しない。
- ② 苓北町及び近郊の市・町からの委託による居宅サービス計画・介護予防サービス計画の調整、苓北町及び近郊の市・町から委託を受けて居宅サービス計画・介護予防サービス計画を行う場合は、常に利用者及びその家族の希望を優先してその業務を行い、委託を受けた市・町の担当者とは常に連絡を取り合って調整等を行っていく。
- ③ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成及び変更、医師、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等との連絡調整

- 1 指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供の開始時における説明及び同意等
 - ・ 介護支援専門員は、居宅介護支援・介護予防支援のサービスの提供開始に当たっては、誠実かつ懇切丁寧に行うことを旨とし、利用申込者及びその家族に対してサービスの提供方法等について解りやすく説明を行う。
 - ・ 利用申込者及びその家族に対し、本規程の概要その他重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、利用申込者の同意を得ると共に、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等についても理解が得られるよう説明する。
 - ・ 正当な理由なく指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供を拒むことはしない。実施地域等を勘案し、自ら適切な支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。
 - ・ 通常の事業実施地域以外でのサービスの提供にあたっては、サービスの内容及び費用について利用者の同意を得て行う。
- 2 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成開始時における留意点
 - ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に利用申込者及びその家族に対して提供し解りやすく説明を行い、サービスの選択をしやすいよう配慮する。
 - ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス・指定介護予防サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握して行う。
 - ・ 介護支援専門員は、前号に規程する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者宅を直接訪問し、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得た上で行う。
- 3 居宅サービス計画原案・介護予防サービス計画原案の作成
 - ・ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス・指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成する。
 - ・ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成のために、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を原案に位置付けた指定居宅サービス・指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議)を開催し、当該居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案の内容について専門的な見地

からの意見を求め計画の調整等を行う。利用者の希望により緊急を要する場合等、会議を開催できない場合は指定居宅サービス・指定介護予防サービスの担当者に照会等を行い、計画の調整等を行う。

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス・指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。
- ・介護支援専門員は、主治の医師等の指示或いは医学的観点からの留意事項に基づいて利用者の希望する訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービス、或いは医療サービス以外の指定居宅サービス・指定介護予防サービス等を居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置付ける。
- ・介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は指定に係る居宅サービス・介護予防サービスの種類について記載がある場合には、利用者及びその家族にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案の作成を行う。なお、指定に係る居宅サービス・介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを利用者及びその家族に説明し、変更の希望があれば申請の手続きに関して協力する。変更の申請が許可された場合、その内容に沿って居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案の作成を行う。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス・指定介護予防サービス等の利用が行われるよう配慮する。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスの他、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けて行う。
- ・居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明する。

4 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の同意及び指定居宅サービス・指定介護予防サービスの実施

- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成後、利用者及びその家族に解りやすく説明し、同意を得る。さらに、当該地域の市・町の担当部署、意見及び指示を受けた主治の医師又は認定審査会等に居宅サービス計画・介護予防サービス計画の内容等を報告し、同意を得られた場合、その居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等とサービス開始の時期等の打ち合わせを行う。
- ・ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等と打ち合わせたサービス開始の時期について、利用者及びその家族に報告する。
- ・ 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等のサービス開始時の状況について、指定居宅サービス事業・指定介護予防サービス事業の各担当者に報告を求め利用者の希望に沿って円滑に居宅サービス計画が実施されているか確認する。

5 居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成後の留意点

介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス計画等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の利用者宅を月1回訪問、又、介護予防サービス計画の利用者宅を3ヵ月1回訪問して居宅サービス計画・介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の見直しを行い、必要に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

④ 介護保険施設への紹介、退所時における居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成等の援助

- 1 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 2 介護支援専門員は、介護保健施設から退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

⑤ その他指定基準に規程される指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業の業務

第4条. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月・火・水・木・金・土・日及び祝日(年中無休)

(2) 営業時間 8:30～17:30(時間外については天草慈恵病院 0969-37-1111 で受け付けし、ケアプランサービスJCS24 管理者又は介護支援専門員に引き継ぐ。)

第5条. サービスの提供方法及び内容

(1) 事務所・相談室

天草郡苓北町上津深江278-10

(社会医療法人 稲穂会 天草慈恵病院に事務所を置く)

相談はケアプランサービスJCS24事務所で受け付け、来所の場合は同事業所内の相談室にて面接を行う。

(2) 相談方法

訪問による面接を原則とする。来所による相談を受けた場合も、居住環境等を把握するため利用者及びその家族の同意を得て家庭訪問を実施する。

(3) 課題分析方式

1 居宅サービス計画は利用者の状態等を考慮し選定するが、基本的には次の方式で課題分析を実施する。

・三団体方式

但し、他の方式(下記)で課題分析を行い作成された居宅サービス計画を引き継ぐ場合、又は利用者及びその家族から要望があった場合はその方式にて課題分析を行う。

・MDS-HC方式、訪問看護振興財団方式その他

2 介護予防サービス計画は利用者の状態を考慮し選定するが、基本的には天草市各地域包括支援センター・苓北町地域包括支援センター使用様式に準ずる。

(4) サービス担当者会議

原則として利用者様宅、又 有料老人ホーム和、養護老人ホーム寿康園は居室等にて行う。サービス担当者が出席できない場合は、日程を調節して行うか、緊急を要する場合は代理の人の出席にて実施する。会議の形態は利用者の状態等により適時最適な方法で行うことを原則とする。

第6条. 利用料

(1) 法定代理受領分＝無料

(2) 法定代理受領分以外＝厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)

第7条. その他の費用

通常の事業実施地域以外の地域の利用者を訪問して業務を行う場合は、交通費の実費を下記のように計算して利用者及びその家族に説明し、同意を得て徴収する。通常の実施地域を越える地点からの距離に応じて 1kmにつき 10 円で交通費を計算し、往復分を徴収する。

第8条. 通常の事業の実施地域

苓北町、天草市(天草町、五和町、本渡地区)

通常の事業の実施地域とは、利用申し込みに係る調整等を考慮して定めたものであり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

第9条. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- (3) 事業所、利用者に対する指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条. 苦情処理

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は、提供した指定居宅介護支援・指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援・指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での居宅介護支援・介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第 12 条 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 13 条 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条 感染・衛生管理等

- (1) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 15 条 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、居宅介護支援・介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、適切な指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業所は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供終了の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は稲穂会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、熊本県知事による指定を受けた日から施行する。

平成 12 年 4 月 1 日 制定

平成 15 年 7 月 27 日 改定

平成 15 年 8 月 25 日 改定

平成 15 年 10 月 1 日 改定

平成 17 年 7 月 1 日 改定

平成 19 年 10 月 11 日 改定

平成 21 年 4 月 1 日 改定

平成 21 年 8 月 1 日 改定

平成 23 年 2 月 1 日 改定

平成 24 年 4 月 1 日 改定

この規程は、熊本県天草郡苓北町による指定を受けた日から施行する。

令和 5 年 10 月 1 日 改定

令和 6 年 5 月 7 日 改定